

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

名義株がある場合の同族会社の判定

Q: 当社の株主名簿に記載されている株主には、いわゆる名義株主が存しています。

同族会社かどうかの判定の際、このような名義株主の取扱いはどうするのでしょうか。

A: 名義株は実際の権利者の持株として判定することになっています。

【解説】

商法上、会社が株式を発行した場合には、株主名簿に株主の氏名及び住所その他所要事項を記載することを必要とし、また、会社の株主に対する通知又は催告は株主名簿に記載された株主の住所又は株主が会社に通知した住所に宛てることをもって足りるとされています。

したがって、税法上の同族会社かどうかの判定に当たっても、株主名簿を中心にしてその判定を行うというのがルールと考えられます。

しかし、現実には、株主名簿記載の株主が単なる名義人であって、真実の株主は他にいるという場合も多く、このような名義株を放置することにより、同族会社としての課税が回避される等、弊害も少なくないことから、株主名簿だけでなく、その実際の株主を追求して適正公平な課税関係を実現する必要があると考えられています。

ご質問の場合も、名義株主ではなく真実の株主を基礎にして同族会社の判定を行うことになります。

